

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	アトヤマ ゴウキ 後山 剛毅		授与番号 甲 1727 号
学位の種類	博士( 学術 )	授与年月日	2023 年 9 月 25 日
学位授与の要件	本学学位規程第 1 8 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]		
博士論文の題名	原爆体験の集合的記憶と原民喜 --広島原爆の文学的な「言葉」の想起をめぐる		
審査委員	(主査) 西 成彦 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授	竹中 悠美 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授	
	後藤 基行 立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授	柿木 伸之 西南学院大学国際文化学部教授	
	福間 良明 立命館大学産業社会学部教授		
論文内容の要旨	<p>本論文は、原民喜論として独立性の高い数章を含んでいるが、それをたんなる作家論や作品論の枠に収めることなく、原爆体験から時間を経て「集合的記憶」の再編が徐々に進んできた歴史を批判的に振り返るために原作品の読解を進めるといふ論証構造を採用している。</p> <p>「第 1 章：先行研究の整理—広島原爆体験と集合的記憶研究」では、1990 年代以降に過熱した歴史認識論争と密接に連動していた「メモリー・ブーム」を、その震源地であったヨーロッパでの議論に立ち返りながら整理し、つづく「第 2 章：平和教育と原爆体験の記憶—言葉からイメージへの「文化的記憶」の移行」では、論者自身が経験してきた 2000 年以降の広島での平和教育の実践を、そうした教育を主導する団体・組織の変遷と、教育教材の変化を過去へと遡りながら批判的に検証している。そして、「第 3 章：原爆文学の時代—その成立過程とその現代的状況」では、「平和教育」のなかで「原爆文学」なるものがどう活用されてきたか、そしてそのなかで原民喜がどのように位置づけられてきたかが示され、その上で、後半部で原民喜の作品を用いた読解へと移行するという展開である。</p> <p>「第 4 章：原民喜作品における原爆の記憶—二つの「死」に注目して」、「第 5 章：「このことを書きのこさねばならない」—原爆体験の記憶と戦後原民喜作品」では、これまで「原爆文学」の「正典」とみなされることが多かった「夏の花」をことさらに特別視せず、個別の原爆体験を作品化する上で原がなすとげたことがらを「脳裏で再現されつづける原爆の死者の言葉」への向き合いと、「それを留めることの困難さ」との格闘とみなすことで、「原爆の記憶を残すこと」が「自己目的化」していると言えなくもない現状に対する批評性を含んだものとして読もうとする。言い換えれば、これは「原爆文学」を被爆経験の言語化の試みとして読むだけで終わらせて来た過去の縛りから文学研究を解き放とうとする試みなのである。</p>		

<p>論文審査の結果の要旨</p>	<p>本論文は、たんなる文学論にとどまるものではないことを考慮し、竹中悠美氏に加えて、同じく美学・哲学がご専門で「ヒロシマ」問題に関しても積極的に発言されている柿木伸之氏、さらに福岡良明氏と後藤基行氏という二人の社会学者を加えた計五人で審査にあたった。</p> <p>「ヒロシマ」の記憶を人類が全体として共有化していこうというとき、文学作品に一定の役割がわりふられるのはいうまでもないが、被爆経験を持つ作家たちの文学表現は「集合的な記憶」の一部をなすというところで終わろうとはせず、その形成過程に対する批評性をも有するという文学観の提示にまで至っている本論の基本姿勢に関しては、全審査員から高い評価があった。「記憶の風化」が叫ばれるなか、「想起」の手段としてオブジェや映像に依存する傾向が強まりつつあるとはいえ、人間の「想起」の喚起力からあやふやさまで、その可能性と限界を問い続けてきた文学作品の活用法をめぐる探求は、けっして怠るべきことがらではないからである。</p> <p>その上で、審査員数名から、「記憶」とは何か、「想起」とは何かに関して、より丁寧な概念操作を求める意見や、「記憶」の「集合性」と「個別性」におおの配慮することに向けた指摘があった。また、「集合的記憶」の背後に「イデオロギー」を見ることの妥当性をどう考えるのか、またその論証にあたって「生 (raw) な資料」にアクセスすることはできなかったのかといった質問も出され、これらの論点に関しては、まだまだ掘り下げが不十分であることを確認した上で、今後の研究のなかで不足を補っていきたいとの応答があった。</p> <p>また原民喜作品の読解や、平和教育のなかでの利用法に関して、これまで広島で試みられてきた手法に対し、その問題点をあぶり出すにあたって、原の作品そのものが批評性を発揮しているという読解の秀逸さは認めつつも、はたして低年齢から高齢者まで幅広い国民・市民のあいだで共有されるべき「記憶」のなかで、文学作品が何をどう刻印する力を有するものなのかについて、結論部分で、何らかの具体的な提言が欲しかったとの感想に関しては、それは原にかぎらず、また広島の前爆文学にかぎらず、長崎の事例なども踏まえ、文学研究と教材研究の有機的な連結が望ましいとの応答があり、今後はこの問題にいつそう踏みこんでいきたいとの強い意思表示もなされた。</p> <p>以上、公聴会と論文審査の議論により、審査委員会は一致して、本論文は本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しいものと判断した。</p>
<p>試験または学力確認の結果の要旨</p>	<p>本論文にかかわる口頭試問は 2023 年 6 月 12 日 (月) 10 時 40 分より 12 時 10 分まで、衣笠キャンパス創思館 302 会議室において審査員 5 名によっておこなわれ、公聴会は 2023 年 7 月 10 日 (月) 11 時から 12 時まで衣笠キャンパス平井嘉一郎記念図書館カンファレンスルームにおいて審査委員 5 名と多数の聴衆 (対面とオンライン&lt;Zoom&gt;のハイブリッド実施) の参加によっておこなわれた。</p> <p>申請者は、本学学位規程第 18 条第 1 項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を 3 本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。以上より、本審査委員会は、申請者に対し、本学学位規程第 18 条第 1 項により、博士 (学術 立命館大学) の学位を授与することが適切と判断する。</p>